

加藤委員長 | ただいまから、議会運営委員会を開く。
 横山委員が所用のため欠席しており、代わりの委員外議員として桑鶴議員の出席を求めているので、御了承願う。
 本日は、9月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集まりいただいた。
 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 9月定例会の日程及び運営について

(1) 知事提出予定議案

加藤委員長 | 初めに、9月定例会の日程及び運営についてである。
 最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明願う。

徳重総務部長 | 9月議会定例会の提出予定議案について、御説明させていただく。
 お手元の令和4年9月高知県議会定例会提出予定案件概要という資料を御覧願う。
 開会日に提出を予定している議案は、全部で45件である。内訳としては、令和4年度補正予算が、一般会計補正予算1件、特別会計補正予算1件、企業会計補正予算1件の合計3件である。条例その他議案は、条例議案が11件、その他議案8件の合計19件である。報告議案は、決算報告23件である。
 2ページ、3ページが議案の目録、4ページ以降が各議案の説明資料である。それぞれの内容の説明については、この場では省略させていただく。
 以上である。

加藤委員長 | 何か質問はないか。
 (な　　し)

(2) 会期及び会議日程

加藤委員長 | 次に、1ページの資料1、会期及び会議日程についてである。
 9月定例会の日程については、6月22日の議運で予定案としての協議をしている。
 会期については、案のとおり、9月21日水曜日開会、10月14日金曜日閉会ということで、会期は24日間とし、会議日程については、資料1の日程表を御覧いただきたい。
 以上のとおりで、御異議ないか。
 (異議なし)

加藤委員長 | それでは、さよう決する。

(3) 質疑並びに一般質問

① 一括質問

ア 質問者（会派）の発言順序

加藤委員長 | 次に、質疑並びに一般質問についてである。
 まず、一括質問について御確認いただく。質問者の発言順序であるが、申合せによると、自由民主党4名、日本共産党1名、県民の会1名、一燈立志の会1名、公明党1名の計8名ということであるので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにするとの慣例によると、
 質問第1日目 9月28日水曜日 自由民主党、日本共産党、県民の会

第2日目 9月29日木曜日 一燈立志の会、公明党、自由民主党

第3日目 9月30日金曜日 自由民主党、自由民主党

の順になるかと思うが、これに御異議ないか。

(異議なし)

加藤委員長 それでは、さよう決する。

イ 発言者の制限時間等

加藤委員長 次に、発言者の制限時間については、申合せのとおり、交渉会派の最初の各1人については代表質問とし50分以内、その他は40分以内とし、発言回数については3回以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

加藤委員長 それでは、さよう決する。

ウ 発言者の届出

加藤委員長 次に、2ページの資料2、発言者の届出についてである。

県民に広報するための本会議における発言者の届出については、申合せでは、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、資料2の様式により、本日の午後5時まで事務局に提出されるよう、御協力願う。

エ 発言通告書の提出期限

加藤委員長 次に、3ページの資料3、発言通告書の提出期限についてである。

申合せでは、質問第1日目の前日の正午となっているので、9月27日水曜日の正午ということで、御異議ないか。

(異議なし)

加藤委員長 それでは、さよう決する。

なお、質問の要旨については、議運の申合せで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に記載願う。

② 一問一答

ア 発言時間等

加藤委員長 次に、一問一答についてである。

まず、発言時間については、申合せでは、答弁も含め原則1人60分以内とし、特に要望がある場合は、議運の了承を得るものとされている。

会派ごとの9月定例会での持ち時間は、自由民主党350分、日本共産党80分、県民の会85分、一燈立志の会50分、公明党35分の計600分となっているので、御了承願う。

(了 承)

加藤委員長 なお、答弁も含め1人60分を超えての発言の要望があれば、申し出願う。

(なし)

加藤委員長 それでは、申出がないので、原則どおりの運営とする。

イ 発言者及び発言所要時間の提出期限

加藤委員長 次に、4ページの資料4、発言者及び発言所要時間の提出期限についてである。申合せにより、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、本日の午後5時ということで、御了承願う。

(了承)

ウ 発言通告書の提出期限

加藤委員長 次に、5ページの資料5、発言通告書の提出期限についてである。申合せにより、一括質問最終日の前日の正午となっているので、9月29日木曜日の正午ということで、御了承願う。

(了承)

加藤委員長 以上、ここまでが、質疑並びに一般質問についてである。

(4) 請願書の受理期限

加藤委員長 次に、請願書の受理期限についてである。申合せでは、議案付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているが、この日は10月3日月曜日であり、議案精査のため休会となっているので、本会議が開催されない。議案付託日の前々日が議案精査のための休会日に当たるときは締切時刻を午後5時とするとの申合せがあるので、今定例会における請願書の受理期限は10月3日月曜日の午後5時ということで、御異議ないか。

(異議なし)

加藤委員長 それでは、さよう決する。

(5) 閉会中の常任委員会委員長報告

加藤委員長 次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。今回は、委員長報告を行いたいとの申し出がなかったので、御報告する。

(6) 決算特別委員会

ア 設置の時期

加藤委員長 次に、決算特別委員会についてである。初めに、設置の時期についてである。決算議案については、総務部長の説明にもあったように開会日に提出されるので、決算特別委員会を質問最終日の10月5日水曜日に設置することで、御異議ないか。

(異議なし)

加藤委員長 それでは、さよう決する。

イ 委員数及び委員の構成割合

加藤委員長 次に、委員数及び委員の構成割合についてである。
 申合せでは、委員数は総務委員会と同じ、また委員の各会派への割り振りについても、総務委員会の構成割合と同じとすることとなっている。
 現在、総務委員会は1名の欠員が生じており、委員数は9名となっている。
 ついては、今期の決算特別委員会の委員数を9名とするとともに、その構成についても総務委員会と同じとすることではいかかがか。

(異議なし)

加藤委員長 それでは、自由民主党5名、日本共産党1名、県民の会1名、一燈立志の会1名、公明党1名とすることで決定する。
 また、正副議長及び監査委員は、決算特別委員に選任されないとの先例があるので念のため申し添える。
 なお、構成員については、各会派で早急に人選の上、6ページの資料6の様式により、9月28日水曜日の正午までに事務局へ提出願う。

ウ 付託議案

加藤委員長 次に、付託議案についてであるが、総務部長の説明にもあったように、決算の報告議案23件に加え未処分利益剰余金の処分に関する議案2件が提出されるので、合わせてこれら25件の議案を決算特別委員会に付託の上、審査が終了するまで議会の閉会中も継続審査することで、いかかがか。

(異議なし)

それでは、さよう決する。

(7) 新任の説明員の紹介

加藤委員長 次に、7ページの資料7、新任の説明員の紹介についてである。
 新たに任命された警察本部長の紹介を、慣例により、開会日の議長の諸般の報告の後行うことにしたいが、いかかがか。

(異議なし)

それでは、さよう決する。

2. 議員派遣について

(1) 第22回都道府県議会議員研究交流大会

加藤委員長 次に、議員派遣についてである。
 まず、8ページの資料8、第22回都道府県議会議員研究交流大会についてである。
 このことについて、事務局から御説明する。

R4.9.15 議会運営委員会

濱口総務課長	<p>8ページの資料8を御覧願う。</p> <p>この大会については、議運の申合せにより、例年議員派遣の対象としている。本年度も昨年度と同様に対面参加とオンライン参加での開催となっている。</p> <p>対面参加については、1都道府県4名を上限とし、オンライン参加は人数制限はない。</p> <p>開催日は、11月9日と10日の2日間、場所は、東京のベルサール半蔵門で行われる。</p> <p>交流大会の日程は9ページの中ほどにあるが、昨年と同様に基調講演と3つの分科会が2日間にわたって順次開催される。なお、原則全ての分科会に参加していただくこととしている。また、大会終了後には録画配信もされることとなっている。</p> <p>参加を希望される方は、9月22日木曜日午後5時までに、11ページの申込書を事務局へ提出されるよう、会派の所属議員にお伝え願いたい。オンラインでの参加希望については、改めて照会をさせていただくのでよろしく願います。</p> <p>説明は、以上である。</p>
加藤委員長	<p>この件については、平成22年10月4日の議運申合せにより、今年も派遣の対象とすることで、御了承願う。</p> <p>(了 承)</p>
加藤委員長	<p>対面での参加を希望する方は、9月22日木曜日午後5時までに11ページの派遣申込書を事務局まで提出願う。</p> <p>また、派遣人員については、全国都道府県議会議長会事務局が、対面での参加者の上限を1都道府県当たり4名としているとのことであるので、4名を限度に派遣することとし、希望者が4名を超える場合は、その調整を正副委員長に一任願うということ、いかがか。</p> <p>(異議なし)</p>
加藤委員長	<p>それでは、さよう決する。</p> <p>なお、オンラインでの参加を希望する方については、後ほど事務局が各議員に申込みの希望の照会を行うとのことであるので、事務局まで申し出願う。</p>
(2) 韓国全羅南道姉妹交流・田内千鶴子生誕110周年記念訪問	
加藤委員長	<p>次に、12ページの資料9、韓国全羅南道姉妹交流・田内千鶴子生誕110周年記念訪問についてである。</p> <p>このことについて、事務局から御説明する。</p>
濱口総務課長	<p>12ページの資料9を御覧願う。</p> <p>さきにお知らせしたとおり、韓国全羅南道姉妹交流・田内千鶴子生誕110周年記念訪問については、10月26日から29日までの3泊4日の日程で行われる。</p> <p>今回の訪問は、13ページのスケジュール案にあるように、田内千鶴子生誕110周年記念式典への参加や、全羅南道知事、全羅南道議会への表敬訪問をする予定である。訪問団は、議長のほか、議員5名分の予算措置をしているので、本日のこの場で派遣の対象とするかどうかの決定をお願いしたいと思う。御決定をいただいた場合には、参加を希望される方は9月21日水曜日午後5時までに、14ページの申込書を、事務局へ提出されるよう会派の所属議員にお伝え願いたいと思う。</p> <p>説明は、以上である。</p>

R4.9.15 議会運営委員会

- 加藤委員長 | それでは、派遣の対象とするかどうかについて、御意見があればどうぞ。
- (なし)
- 加藤委員長 | それでは、この件については、派遣の対象とすることで御異議ないか。
- (異議なし)
- 加藤委員長 | それでは、さよう決する。
次に、派遣人員についてであるが、先ほどの説明では、5名分の予算が確保できるとのことであるので、5名を限度とすることで、いかがか。
- (異議なし)
- 加藤委員長 | それでは、さよう決する。
次に、派遣の申込み、決定についてである。
派遣希望者は、9月21日水曜日午後5時までに、14ページの申込書を事務局まで提出願う。
希望者が5名を超える場合は、その調整を正副委員長に一任願うということで、いかがか。
- (異議なし)
- 加藤委員長 | それでは、さよう決する。
なお、これら2件の議員派遣の議案については、早急に議決する必要があるので、質問最終日10月5日の本会議において議決することとし、次回の議運で議案をお示しすることで、御了承願う。
- (了承)

3. 議会運営委員会の調査出張について

- 加藤委員長 | 次に、議会運営委員会の調査出張についてである。
7月に実施した議会運営委員会の調査出張について、別紙のとおり調査結果を取りまとめ、お手元にお配りしてある。
今回の出張では、先進地の取組の成果や課題について知見を深めることができ、またデジタル機器の模擬操作を体験させていただくなど、本県議会のデジタル化の検討に当たって大いに参考となる、実りある調査ができたのではないかと思います。
今回の調査結果も生かしながら、引き続き小委員会で検討を進めていただけるものと思うが、その他今回の調査で何かお気づきの点等があれば、後日でも構わないので、事務局までお申し出願う。

4. その他

(1) 議会個人情報保護条例の制定

- 加藤委員長 | 次に、その他についてである。
まず、15ページの資料10、議会個人情報保護条例の制定についてである。

濱口総務課長	<p>このことについて、事務局から御説明する。</p> <p>15 ページの資料 10 を御覧願う。</p> <p>議会の個人情報保護条例の制定については、今年度の 4 月当初の議運で概要を御説明させていただいていたが、現時点の条例制定に向けた状況と今後のスケジュールについて御説明する。</p> <p>まず、1、個人情報保護条例について、簡単に①の経緯から御説明する。令和 5 年 4 月の改正個人情報保護法の施行により、地方公共団体はこの法律の適用を受けることとなるが、議会は適用除外となる。このため、引き続き執行部と同様に個人情報等の取扱いを行うために、独自の個人情報保護制度を議会に設けることが必要となった。先月、全国都道府県議会議長会から、議会が個人情報保護条例の制定等を行う場合に参考となる条例例が示された。</p> <p>今後、ほとんどの議会がこの条例例をベースに作成すると思われる。②の条例例の基本的な考え方であるが、改正個人情報保護法第 5 章行政機関等の義務等の各条の規定に対応するよう作成されている。また、議会の個人情報の対象は、議会事務局が保有する個人情報としており、これまでと同様に各議員が取得する個人情報は想定していない。</p> <p>次に、2 の県議会個人情報保護条例の作成についてであるが、この条例例をベースに、執行部がこの 9 月議会に議案として提出する予定の高知県個人情報の保護に関する法律施行条例とそごがないように、具体の事務手続等を追加していく。あわせて、条例に基づく手続や様式等を定める施行規程についても、執行部と調整を行う。また、条例には罰則規定が設けられることから、事前に検察庁との協議が必要となる。そのため、法務文書課の助言、審査を経て、検察庁と協議も進めながら、また議員の皆さまにも適宜報告をしながら、条例案の作成作業を進めてまいる。</p> <p>最後に、3 の今後のスケジュール案であるが、令和 5 年 4 月施行に向け、12 月定例会の招集告示後の議運で条例案をお示しし、了承をいただいたら、議員提案により 12 月議会で制定するスケジュール案としている。なお、参考に次のページ以降に条例例を添付している。</p> <p>説明は以上である。</p>
加藤委員長	<p>何か質問、御意見はないか。</p> <p>(な し)</p>
加藤委員長	<p>それでは、この件については、12 月定例会への議案提出に向けて、引き続き議運で協議していくということで、御了承願う。</p> <p>(了 承)</p>
(2) 県議会議員と高校生との意見交換会	
加藤委員長	<p>次に、26 ページの資料 11、県議会議員と高校生との意見交換会についてである。このことについて、事務局から御説明する。</p>
吉岡議事課長	<p>県議会議員と高校生との意見交換会について御説明させていただく。26 ページの資料 11 を御覧願う。</p>

県議会議員と高校生との意見交換会について、教育委員会の主催により平成29年度から実施されており、県議会としても積極的に協力していくこととされている。

このたび、教育委員会から引き続き主催者教育の一層の推進に向けて意見交換会を計画しているのので、各校への議員の派遣について、協力を賜りたいとの依頼があった。

27ページを御覧願う。

今年度の実施内容であるが、27ページの下半分の表に記載のとおり、高知国際高等学校と高知県立清水高等学校の2か所で行うこととし、開催日時は高知国際高等学校が1月23日月曜日の午後1時25分から2時間程度パネルディスカッション方式で、また高知県立清水高等学校では2月14日火曜日に実施することとし、時間は確定していないが、午前11時30分から1時間程度もしくは午後2時30分から1時間程度、生徒発表への質疑応答といった形で実施の予定となっている。

昨年度は、高知国際高等学校と宿毛高等学校の2か所で開催された。うち宿毛高等学校については、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインによる開催となったが、両校併せて延べ7名の議員とオブザーバーとして4名の議員に御参加をいただいた。本日御出席いただいている委員の中では、加藤委員長、上治委員、上田(貢)委員、大石委員、米田委員に御参加をいただいている。ありがとうございました。

参加した高校生にとって、政治を身近に感じることでできる、大変貴重な時間になったと考える。

後日、詳細な日程が決まり次第、事務局から御案内に参るので、本年度も積極的な御協力をいただくようお願いする。

以上である。

加藤委員長

何か質問はないか。

(なし)

加藤委員長

それでは、説明のとおりで御了承願う。

(了承)

(3) その他

加藤委員長

最後に、その他であるが、議長から報告がある。
明神議長、どうぞ。

明神議長

それでは、御報告する。

令和4年9月27日に執り行われる故安倍晋三国葬儀の正式な御案内が、全国都道府県議会議長会を通じて政府から高知県議会議長宛てにあった。私は、全国都道府県議会議長会の副会長という立場もあり、会期中ではあるが、高知県議会を代表して参列したいと思うのでこの場で御報告しておく。

加藤委員長

ただいま、議長から報告があったが、9月27日に行われる国葬儀に議長が出席することで、御了承願う。

R4.9.15 議会運営委員会

(了 承)

加藤委員長

ほかに、その他で何かないか。

(な し)

加藤委員長

それでは、協議事項は以上である。
次回の議運は、特別の事情がなければ、質問初日の9月28日水曜日、午前9時から開催することとする。
協議事項は、一問一答の発言順序等についてである。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。